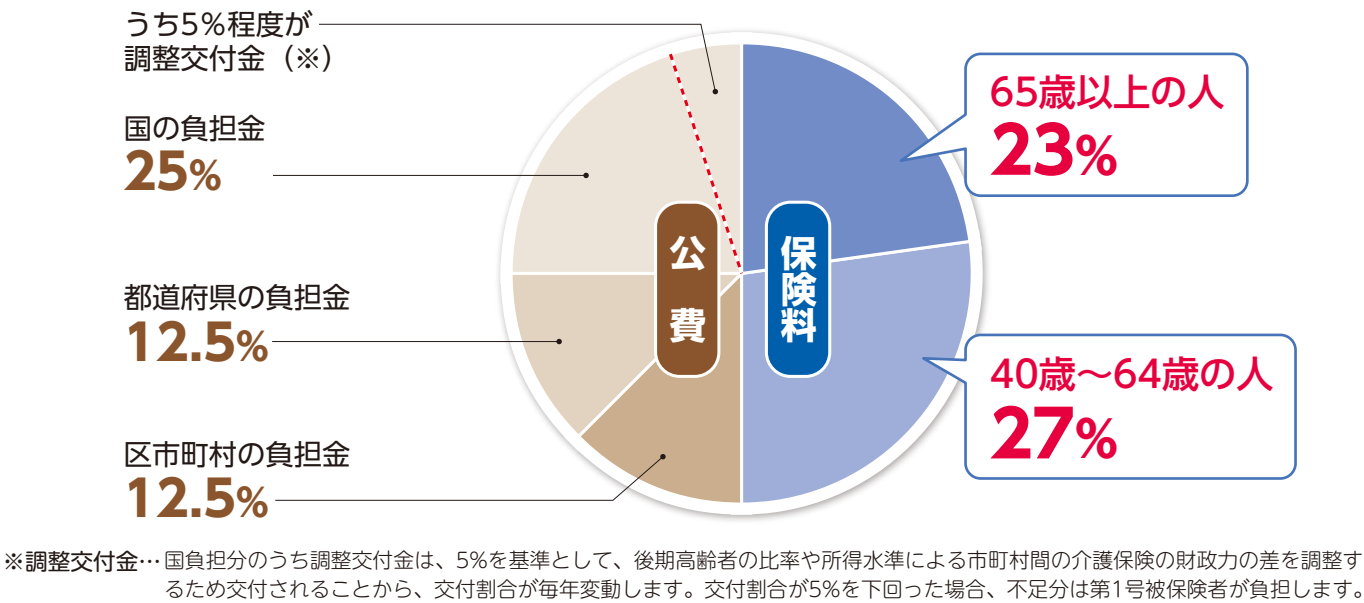


介護保険料の決め方と納め方

介護保険の財源（令和6～8年度）



財源の半分が保険料です！

保険料は介護サービスの円滑な実施を確保するため、サービスに必要な費用に応じて3年ごとに見直されます。

40～64歳の人（第2号被保険者）の介護保険料の決め方と納め方

保険料の決め方 加入している医療保険によって算定方法が決められます。国民健康保険に加入している人は世帯ごとに決められ、職場の健康保険などに加入している人は、介護保険料率と給与及び賞与に応じて決められます。

保険料の納め方 国民健康保険に加入している人は国民健康保険料として世帯主の人が納めます。職場の健康保険に加入している人は、給与及び賞与から徴収されます。

※40～64歳の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料の決め方

市区町村ごとに介護保険のサービスに必要な費用と65歳以上の人の数に応じて、保険料の「基準額」が決められます。市区町村によって費用や人数が異なるため、基準額も異なります。

介護保険料の基準額

基準額
(年額)

=

藤沢市で介護保険
給付にかかる費用

×

65歳以上の人の
負担分(約23%)

藤沢市の65歳以上の人数

介護保険料（令和7年度）

基準額をもとに所得段階別の保険料が決まります

第1段階と第2段階、第4段階と第5段階を分ける基準の額が80万円から80万9,000円に変わりました。

所得段階	対 象 者	負担割合	年額保険料
第1段階	●生活保護受給者または本人が老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税者及び世帯全員が市町村民税非課税者で段階判定収入金額 ^{*1} が80万9,000円以下の人	基準額×0.285	21,540円
第2段階	●本人を含め世帯全員が市町村民税非課税者で、段階判定収入金額 ^{*1} が80万9,000円を超え120万円以下の人	基準額×0.485	36,660円
第3段階	●本人を含め世帯全員が市町村民税非課税者で、段階判定収入金額 ^{*1} が120万円を超える人	基準額×0.685	51,780円
第4段階	●本人が市町村民税非課税者で、段階判定収入金額 ^{*1} が80万9,000円以下の人（世帯に市町村民税課税者がいる）	基準額×0.90	68,040円
第5段階 (基準額)	●本人が市町村民税非課税者で、段階判定収入金額 ^{*1} が80万9,000円を超える人（世帯に市町村民税課税者がいる）	基準額×1.00	75,600円
第6段階	●本人が市町村民税課税者で、段階判定所得金額 ^{*2} が120万円未満の人	基準額×1.10	83,160円
第7段階	●本人が市町村民税課税者で、段階判定所得金額 ^{*2} が120万円以上135万円未満の人	基準額×1.20	90,720円
第8段階	●本人が市町村民税課税者で、段階判定所得金額 ^{*2} が135万円以上210万円未満の人	基準額×1.30	98,280円
第9段階	●本人が市町村民税課税者で、段階判定所得金額 ^{*2} が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50	113,400円
第10段階	●本人が市町村民税課税者で、段階判定所得金額 ^{*2} が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.70	128,520円
第11段階	●本人が市町村民税課税者で、段階判定所得金額 ^{*2} が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.90	143,640円
第12段階	●本人が市町村民税課税者で、段階判定所得金額 ^{*2} が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.10	158,760円
第13段階	●本人が市町村民税課税者で、段階判定所得金額 ^{*2} が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.30	173,880円
第14段階	●本人が市町村民税課税者で、段階判定所得金額 ^{*2} が720万円以上820万円未満の人	基準額×2.40	181,440円
第15段階	●本人が市町村民税課税者で、段階判定所得金額 ^{*2} が820万円以上1,000万円未満の人	基準額×2.60	196,560円
第16段階	●本人が市町村民税課税者で、段階判定所得金額 ^{*2} が1,000万円以上1,500万円未満の人	基準額×2.80	211,680円
第17段階	●本人が市町村民税課税者で、段階判定所得金額 ^{*2} が1,500万円以上2,000万円未満の人	基準額×3.00	226,800円
第18段階	●本人が市町村民税課税者で、段階判定所得金額 ^{*2} が2,000万円以上の人	基準額×3.20	241,920円

※第1～3段階は、公費等による負担軽減後の保険料率です。

※1 段階判定収入金額（第1段階～第5段階）

課税年金収入額^{*3}とその他の合計所得金額の合計額です。その他の合計所得金額とは、地方税法上の合計所得金額^{*4}から、公的年金等に係る雑所得と長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額です。地方税法上の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得（所得金額調整控除が行われている場合にはその控除前の給与所得）から、10万円を控除した額（控除後の給与所得が0円を下回る場合は給与所得を0円とする。）となります。

※2 段階判定所得金額（第6段階以上）

地方税法上の合計所得金額^{*4}から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額です。

※3 課税年金収入額とは、公的年金のうち、国民年金、厚生年金、共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額です。遺族年金、障がい年金、老齢福祉年金などは含まれません。

※4 地方税法上の合計所得金額とは、給与所得、雑所得（公的年金等に係る所得など）、配当所得、不動産所得、土地・建物等の譲渡所得などの各種所得金額を合計した金額で、扶養控除や配偶者控除及び医療費控除などの所得控除をする前、純損失または雑損失の繰越控除をする前の金額です。

65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料の納め方

受給している年金額によって2種類に分かれます。65歳になった月（65歳の誕生日の前日が属する月※）の分から納めます。

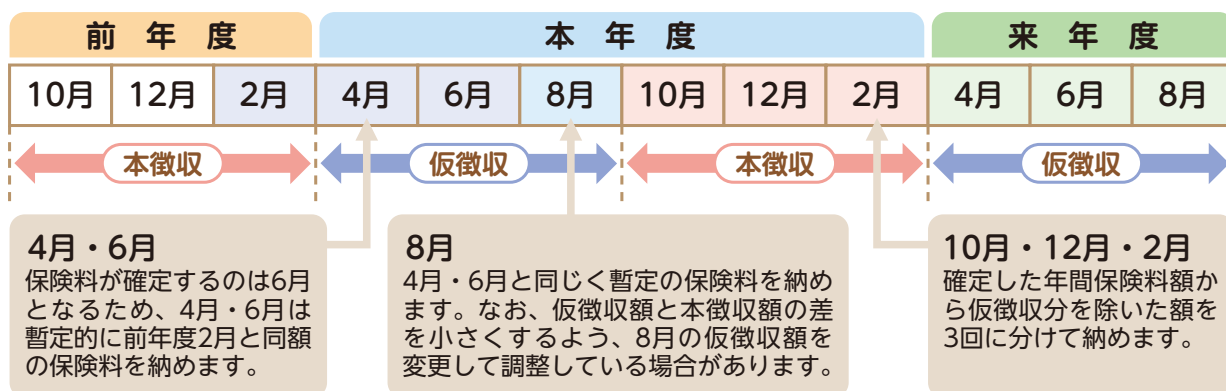
※年齢が加算されるのは、法律上、誕生日の前日です。そのため、65歳の誕生日の前日が属する月から第1号被保険者になります。

年金が年額18万円以上の人 年金から差し引かれます（特別徴収）

年金の支払い（年6回）の際に、保険料があらかじめ差し引かれます。老齢（退職）年金、遺族年金、障がい年金が特別徴収の対象です。

※老齢福祉年金などは、年金からの差し引きの対象となりません。

●前年度から継続して特別徴収の人の保険料は、前年の所得などが確定する前の4・6・8月は暫定的に前年度の2月と同額の保険料額を納付します（仮徴収）。10・12・2月は本年度の保険料を算出し、既に納めた仮徴収分の保険料を除いて調整された金額を納付します（本徴収）。



■年金が年額18万円以上でも、次のような場合には一時的に普通徴収で納めることがあります。

- 65歳になったとき
- 年度途中で保険料額や年金額が変更になったとき
- 他の市区町村から転入したとき
- 年金が一時差し止めになったとき
- など

年金が年額18万円未満の人 納付書、口座振替で納付（普通徴収）

納付書は毎年6月中旬又は65歳になったときや他の市区町村から転入したときなどに年度分をまとめてお送りします。期日までに金融機関・コンビニエンスストア・スマートフォン決済・ペイジー・クレジット納付などを通じて納めます。

納め忘れのない
口座振替
が便利です

- 保険料の納付書
- 預（貯）金通帳
- 通帳の届け出印

- ★これらを持って藤沢市内に本・支店のある指定の金融機関で手続きをしてください。
- ★指定ハガキ型の口座振替依頼書による申し込みをご希望の場合は用紙を送付しますので介護保険課までご連絡ください。ウェブによる口座振替申込受付サービスもご利用いただけます。

※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としができなかった場合などは、納付書で納めることになります。

※スマートフォン決済・ペイジー・クレジット納付・WEB口座振替申込については藤沢市ホームページをご覧ください。クレジット納付には納付額の他に納付額に応じたシステム利用料がかかります。

65歳になる年度の保険料は

例

65歳になった月（65歳の誕生日の前日※が属する月）から、納付書で保険料を納めます。

※年齢が加算されるのは、法律上、誕生日の前日です。そのため、65歳の誕生日の前日が属する月から第1号被保険者になります。

10月1日生まれ 9月分から

10月2日生まれ 10月分から

●64歳までの分

4月から、65歳になる月の前月までの分は、加入している医療保険の保険料とあわせて納めます。

●65歳からの分

65歳になった月から年度末までの分は、年度末までの納期に分けて、「介護保険料」として納付書で納めます（その後、年金受給額によって納め方が2種類に分かれます。詳しくはP5をご覧ください）。

例 10月2日生まれの国保加入者の場合 65歳

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----

4～9月分は、年度末までの納期に分けて加入している国保の保険料から納めます。

10月～翌年3月分は、年度末までの納期に分けて、納付書で納めます。

保険料を納めないでいると

災害などの特別な事情がないのに保険料を滞納すると、督促や催告が行われ、延滞金などの支払いが発生する場合があります。さらに滞納が続くと、その期間に応じて次のような措置がとられます。

納期限を
過ぎると

督促が行われます。

1年以上
滞納すると

利用したサービス費用はいったん全額自己負担になります。その後、申請により保険給付分が支払われます。

1年6か月以上
滞納すると

利用したサービス費用はいったん全額自己負担となり、申請しても保険給付の一部または全部が一時的に差し止められます。差し止めを受けても、なお保険料の支払いがないときは、滞納していた保険料に充てられることもあります。

2年以上
滞納すると

上記に加え、未納期間に応じて、利用したサービス費用の負担割合が3割または4割に引き上げられたり、高額介護（予防）サービス費などが受けられなくなったりします。（給付額減額）

*滞納により何らかの給付制限が生じた場合はその旨が介護保険被保険者証に記載されます。自己負担割合が変わる場合は、「介護保険負担割合証」に記載された利用者負担の割合とは異なります。（P27参照）

◆保険料の減免制度について

次のような理由で保険料を納めることが難しくなったときは、申請によって保険料が減額または免除される場合があります。

- 生活困窮のため保険料の納付が困難な場合
- 生計中心者の長期入院等で収入が著しく減少した場合
- 火災・風水害等により住宅等に著しい損害を受けた場合

詳細については介護保険課にお問い合わせください。